

認知症の人とともに生きる社会づくりへの要望書

提 言

I 認知症の人本人の立場から

- 1) 認知症の人の「徘徊」の多くは目的を持っています。外出の自由を力で拘束せず見守ってください。
- 2) 基本的に「認知症の人は危険」と思う人が少なくありません。本件はもちろん、外出による自傷他害は少なく、とくに他害は自傷の程度よりはるかに低いことを知ってください。
- 3) 本人が最期まで自分の人生の主人公であるために、資産・金銭管理をはじめ介護の場や方法の選択などを助ける、簡易で低費用の新たな成年後見制度・機能の確立を望みます。「家族のいない人」が急速に増えるのです。

II 認知症の人の家族の立場から

- 1) 老老介護・おひとり介護は危険と紙一重です。介護者の緊急な病気や事故に備えて、「介護110番」を常設して、いつでもショートステイ受入れ、あるいは代替ヘルパーを派遣できるようにしてください。
- 2) 認知症の人の存在が、介護者を孤立させることなく、逆に社会と結びつけるような施策をすすめてください。認知症の人も家族も、地域の中で出会い、語り、何かを共にできるような居場所をひろげていかれるよう支援してください。
- 3) 要介護Ⅰ～Ⅱには、認知症の人が多く含まれます。デイサービスや生活援助サービスによってようやく仕事を続けている家族が少なくありません。政府の掲げる「ニッポン一億総活躍プラン・三本の矢」の「介護離職ゼロ作戦」との整合性を保ってください。最近では介護者として通学困難に陥る年少者の「介護離学」、ヤングケアラーが見られます。早急な対策を立ててください。

III 介護・医療施設からの声

- 1) 施設において可能な限り、入居者の行動の自由を認める介護をすすめてください。そのためには十分な職員配置と質の向上をお願いします。
- 2) この最高裁判決の結果、施設側が対応困難と思われる高齢者の入居を断わる例が増えるのではないかと心配されます。高齢者が行き場を失わないようご指導ください。
- 3) 長年にわたる介護施設経営者から、認知症は老化であって病気と違うのではないかと、極端な「問題行動が減った」と報告されました。認知症の人の居場所は基本的に在宅か介護施設(グループホームを含む)を中心とし、拘束が認められている精神病院はごく限定的であるよう要望します。
- 4) 「閉じ込めない介護」をするためには、職員の質の向上と数の確保が必要です。認知症対策の向上のためにも介護従事者の待遇改善、研修の充実などをお願いします。

IV 隣人としての企業、賠償責任への社会的ルール

被害・加害の賠償制度について

- 1) 保障制度について方法は多様な選択肢がありますが、何らかのシステムが必要です。被害・加害双方の安心のため世論を喚起しつつ、政府の早急な検討を要望します。先送りされたのは残念です。
- 2) 「許された危険」の中で営業活動をする JR 東海などの企業は本稿の「素朴」な疑問を率直に受け止めてください。
- 3) 地域に密着した公共交通機関はもちろん、商品の製造・販売を担当する企業には、高齢者、障がい者の多くなる社会に適合した安全な商品開発を望みます。
- 4) 企業も地域社会の一員として、地域づくりに参加するとともに、従業員の家族介護や子育てに理解を示してください。

V 認知症の人を中心にした町づくり

- 1) 地域の中で住民発の相互支援事業等の動きを住民に周知、利用を促進してください。
- 2) 認知症の人の声、家族、介護従事者の声を、地域から国全体に至るまで高齢者保健福

祉計画づくりに反映させる機会をつくってください。

- 3) 子どもから大人まで地域こぞって「困っている人」への関心と支え方の伝達、それらを政策に反映してください。
- 4) 人生100年社会において、加齢に伴う心身の変化、健康の保持、新たな能力開発、社会参加、地域における助け合い活動などについて学ぶ「人生100年型第2の義務教育」というべき学習機会を提供してください。地域の教育施設、学習団体等と自治体の連携を望みます。
- 5) 認知症の人を含め、困難を抱えた人を「山のあなた」でなく、在宅、施設を問わず、わが町角に住めるようにしてください。そこで働く人や家族・知人で賑わう町づくりができるはずです。これから増えるのは、高齢人口なのですから。

VI 地域からはじまる日本の未来

- 1) 施設か在宅かは、「施設から在宅へ」という政策の基本を確認しつつ、これら双方の必要性・役割を再確認し、いずれを希望するかを選択は本人の意向を尊重し、本人の意向を実現できるようにすることが必要です。
- 2) 介護を支えるものとして、地域の役割を明確化し、地域における第三者関与のあり方や連携のあり方を明らかにすることが必要です。ここでは本人の支援のために必要な個人情報を活用するという情報の共有が不可欠です。実務に混乱を与えかねない現行個人情報保護制度を、福祉の視点から改善することを提言します。
- 3) 高齢社会の今日、判断能力の低下した人、判断能力に不安を感じる人が地域の中で生活を継続することができるように、簡易に利用することができる魅力ある制度を構築することが必要を重ねて提言します。
- 4) 認知症の人にもできることはあり、誰かの役に立つこと、それを認められることは人間最大の喜びです。人間の内部にある「支える喜び」を、だれもが長い生涯を通して発揮できる就労・活動の場を拡げてください。

(以上)